

多摩オリエンタル法律事務所弁護士報酬基準

第1章 総則

第1条 (目的)

この弁護士報酬基準（以下「本基準」という。）は、弁護士の報酬に関する規程（平成16年2月26日会規第68号）第3条の趣旨に従い、弁護士が事件受任に当たって受任の範囲を明確にし、その費用を明らかにすることによって、依頼人と弁護士の相互理解に基づく信頼関係を創設することを目的とする。

第2条 (定義)

本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- | | |
|---------|---|
| ① 法律問題 | 法を適用しまたは法律関係を形成することにより解決できる依頼人の不都合 |
| ② 法律事件 | 法律問題を解決するために弁護士が受任または受任しようとする事件 |
| ③ 受任事務 | 契約で弁護士が約した法律事件の処理方法 |
| ④ 法律相談 | 法律問題またはその存否に関する口頭または文書による助言をする業務 |
| ⑤ 刑事事件 | 弁護士が刑事訴訟法上の弁護人または少年法上の付添人として活動するべき法律事件 |
| ⑥ 民事事件 | 相手方がいる法律問題のうち、刑事事件を除く法律問題を扱う法律事件 |
| ⑦ 手続代行 | 相手方のいない法律問題のうち、刑事事件を除く法律問題を扱う法律事件 |
| ⑧ 弁護士報酬 | 弁護士が法律事件を処理する労務乃至結果に対する一切の対価 |
| ⑨ 実費 | 書面印刷代、交通費、宿泊費、郵券代、印紙代、証拠収集費用、閲覧謄写費用その他、弁護士が法律事件を処理するにあたり当然に費やされる金銭的支出 |

第3条 (弁護士報酬の種類)

弁護士が依頼人に請求する弁護士報酬の種類は、次の各号の定めるところによる。

- | | |
|-----------|--|
| ① 相談料 | 法律相談の対価 |
| ② 着手金 | 弁護士が法律事件を処理するにあたり支払われるべき弁護士報酬 |
| ③ 報酬金 | 法律事件の処理結果に応じて支払われるべき弁護士報酬 |
| ④ タイムチャージ | 法律事件の処理に費やした時間数に応じて依頼人が支払うべき弁護士報酬 |
| ⑤ 日当 | 法律事件の処理にあたり遠隔地に出張する必要がある場合の1日あたりの弁護士報酬 |
| ⑥ 顧問料 | 法律相談を継続的に受ける契約（以下「顧問契約」という。）で定める相談料 |

第4条 (消費税)

- 1 本基準で定める弁護士報酬の金額は、すべて、税抜き価格である。
- 2 本基準に基づく弁護士報酬額の算定例を公開する場合は、税込価格でこれを表示するものとする。

第5条 (弁護士報酬等の定め方)

- 1 依頼人が支払うべき弁護士報酬、実費その他の金員（以下「弁護士報酬等」という。）の額、支払時期および支払方法は、本基準を斟酌して、弁護士と依頼人の合意によって定める。
- 2 依頼人にタイムチャージを請求する場合は、着手金を請求しない。
- 3 依頼人が支払うべき弁護士報酬等の額を定めるにあたっては、顧問契約の有無、法律事件の処理の難易、受任事務の件数、緊急性、依頼人の経済状況、法律問題を解決するべき必要性の度合、契約時における弁護士報酬等の相場、弁護士が法律事件を受任するに至る経緯その他の事情により、本基準により算出される弁護士報酬等の額を増減することができる。

第6条 (弁護士報酬の支払時期・方法)

- 1 依頼人が支払うべき弁護士報酬の時期は、特段の合意がない限り、次の各号の定めるところによる。
 - ① 相談料 法律相談が終了した時
 - ② 着手金 弁護士が法律事件を受任した時
 - ③ 報酬金 弁護士が法律事件を処理したことにより成果が発生した時
 - ④ 顧問料 毎月の末日に翌月分を支払う。ただし、年額で定めた場合は、その年の12月1日に翌年分を支払う。
- 2 依頼人は、現金または弁護士が指定する銀行口座に振込む方法により、弁護士報酬を支払う。
- 3 弁護士は、依頼人のための預かり金と未払いの弁護士報酬等を相殺することができる。この場合、弁護士は、預かり金と未払いの弁護士報酬等を相殺する旨を、予め依頼人に通知する。

第7条 (実費の負担と支払い方法)

- 1 実費は、依頼人の負担とする。
- 2 依頼人は、弁護士から請求があった場合、実費を直ちに支払う。
- 3 弁護士は、法律事件を受任するにあたり、依頼人に、概算を示して実費の前払いを請求することができる。ただし、依頼人との合意により、その精算をしないことができる。

第8条 (実費の計算)

- 1 書面印刷代は、当該法律事件に関し、依頼人及び事務所外の第三者に交付する書面を作成し、又は依頼人及び事務所外

の第三者よりファクシミリで書面を受領し、これを印刷した場合に、その書面を白黒印刷で作成した場合とカラー印刷で作成した場合の分類に応じ、以下の各号にしたがって計算した額を請求する。

- ① 白黒印刷の場合 作成した書面1枚につき10円
 - ② カラー印刷の場合 作成した書面1枚につき30円
- 2 交通費は、多摩オリエンタル法律事務所の職員が事務所外の目的地に旅行した場合に、多摩オリエンタル法律事務所から当該目的地まで、経済的に合理的な経路で往復したときの交通費相当額を請求する。
 - 3 証拠収集費用は、証明書発行手数料及び証明書発行請求にかかる往復の郵券代について請求する。
 - 4 宿泊費は、多摩オリエンタル法律事務所の職員が宿泊を伴う出張をした場合に、職員1人あたり1泊につき1万円を請求する。

第9条（法律事件の処理が途中で終了した場合）

- 1 法律事件の処理が途中で終了した場合、事由の如何を問わず、受領した着手金は返還しない。
- 2 法律事件の処理が途中で終了した場合の報酬金は、すでにした委任事務処理の内容に鑑み、依頼人が特段の交渉をしないで合理的に対応すれば成果が発生する蓋然性が高いと認められる場合に、その全額を請求する。

第2章 法律相談

第10条（相談料の定め方）

- 1 相談料は、法律相談に費やした時間30分あたり4000円とする。
- 2 書面作成を伴う法律相談の相談料は、作成した書面1通あたり1万円を加えた額とする。
- 3 債務超過にあり、または債務超過に陥るおそれがある依頼人の債務を圧縮ないし免責させ、その経済的自立または清算を図る法律事件（以下「債務整理事件」という。）に関する相談は無料とする。ただし、時効援用通知書のひな型を提供した場合は、提供したひな型1通あたり5000円とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、顧問契約を結んでいる依頼人から法律相談を受けた場合、相談料は請求しない。

第11条（顧問料）

顧問料は、月額2万円とする。ただし、この金額は、顧問業務の内容と顧問先の事業規模により増額することがある。

第3章 刑事事件

第12条（着手金および報酬金）

- 1 刑事事件の着手金は、その弁護活動内容に応じ、別表1のとおりとする。
- 2 刑事事件の事件数は、被害者1人につき1件とし、被害者ごとに成立を問われた犯罪1罪ごとに1件とする。
- 3 1人の依頼人に対し複数の弁護活動を受任する場合の着手金は、各弁護活動につき別表1に基づき算出された着手金額を合算する。ただし、相当の範囲で着手金額を減額することを妨げない。
- 4 刑事弁護の報酬金は、その結果に応じ、別表2のとおりとする。
- 5 1人の依頼人に対し複数の成果が発生した場合は、それぞれの成果につき別表2に基づき算出された報酬金額を合算した額を報酬金とする。ただし、相当の範囲で着手金額を減額することを妨げない。

第13条（法律扶助事件等の除外）

- 1 法律扶助事件、国選弁護事件、国選付添人事件の弁護士報酬については、前条を適用しない。
- 2 所属弁護士会の依頼により当番弁護士として出動して受任した事件については、前2条を適用せず、所属弁護士会の基準に従う。

第4章 民事事件

第14条（着手金）

- 1 着手金額は、受任事務の内容により、別表3のとおりとする。
- 2 弁護士が約する事務の内容が複数にわたる場合の着手金は、これを合算した額とする。ただし、その場合の1件あたりの着手金は10万円まで減額することができる。
- 3 着手金の額は、受任の経緯、依頼の実現の難易、受任する事務処理の相互の関係、想定される手続きの具体的内容、依頼人が求める経済的利益の額、事件処理に必要と見込まれる期間その他の事情に照らし、相当の範囲で増減することができる。

第15条（報酬金）

- 1 報酬金額は、依頼人が得た経済的利益の10%とする。
- 2 依頼人の経済的利益の額は、その成果に応じ、別表4のとおりとする。ただし、その成果が複数に及ぶ場合、経済的利益の額はこれを合算する。
- 3 報酬額は、依頼人との合意により、成果内容を具体的に定めることができる。

第16条（債務整理の特則）

- 1 債務整理事件の着手金は、前2条の規定にかかわらず、その事務処理の内容により、別表5のとおりとする。
- 2 依頼人とともに、依頼人の親族、依頼人が運営している法人その他の依頼人の関係者の債務整理事件も受任する場合の着手金は、別表5に規定する額の50%に減額することに努める。ただし、この関係者の債務整理事件の着手金額が、依

頼人の債務整理事件の着手金額を超える場合は、この限りでない。

- 3 債務整理事件は、報酬金を請求しない。ただし、利息制限法に違反して請求された利息を支払った不当利得を回収した場合は、その回収金額の20%を報酬金として請求することができる。

第17条（民事法律扶助事件等の特則）

- 1 司法支援センターの法律援助決定を受けた依頼人の法律事件については、前3条を適用せず、司法支援センターが決定した額を着手金及び報酬金とする。
- 2 弁護士会主催の法律相談センターの法律相談に基づき受任した事件については、前3条を適用せず、所属弁護士会が策定した報酬審査基準による。
- 3 特別代理人としての活動その他の裁判所の依頼に基づき受任した事件の弁護士報酬は、前3条を適用せず、裁判所が決定した金額とする。

第5章 手続代行

第18条（手続代行の弁護士報酬）

- 1 事案簡易な手続代行（概ね1回以内の書面作成ないし出頭で解決する事件をいう。）の着手金は、10万円とし、報酬金は請求しない。
- 2 事案複雑な手続代行（書面作成または係属庁への出頭の回数が複数に及ぶ可能性がある事件をいう。）の着手金及び報酬金は、30万円とする。
- 3 証拠収集その他の調査の着手金は10万円とする。ただし、その関連事件を受任している場合は、特別の合意がなければ調査費用の着手金を請求することができない。
- 4 第三者に提出する書面の作成代行を受任する場合で、その作成に相応の調査が必要と認められる事件は事案複雑な手続代行とみなす。この場合、報酬金は請求しない。

第19条（継続的な手続代行）

- 1 財産管理その他の継続的な事務処理を要する手続代行の着手金は、財産管理に要した期間6ヵ月（6ヵ月に満たない期間は6ヵ月単位で切り上げる。）あたり30万円とし、報酬金は請求しない。ただし、その事務処理の過程で別表3記載の成果が発生した場合、その成果に基づく報酬を請求することを妨げない。
- 2 物の保管その他の簡易な継続的な事務処理を要する手続代行の着手金は、保管期間に要した期間6ヵ月（6ヵ月に満たない期間は6ヵ月単位で切り上げる。）あたり10万円とし、報酬金は請求しない。ただし、保管物の価額により、着手金額を相当な範囲で増額することができる。

第20条（遺言書作成の特則）

前条の規定にかかわらず、遺言書作成の着手金は10万円とし、報酬金は請求しない。

第21条（遺言執行者就任の特則）

- 1 遺言執行者就任の着手金は、30万円とする。
- 2 遺言執行者就任の報酬金は、管理した遺産の総額の3%とする。

第22条（民事法律扶助事件等の特則）

- 1 司法支援センターの法律援助決定を受けた依頼人の法律事件については、前2条を適用せず、司法支援センターが決定した額を着手金とする。
- 2 弁護士会主催の法律相談センターの法律相談に基づき受任した事件については、前2条を適用せず、所属弁護士会が策定した報酬審査基準による。
- 3 成年後見事件、破産管財事件、相続財産管理事件その他裁判所の依頼に基づき受任した事件の弁護士報酬は、第18条ないし第19条を適用せず、裁判所が決定した金額とする。

第6章 タイムチャージ

第23条（タイムチャージの額）

タイムチャージによって弁護士報酬を定める場合、その金額は、1時間あたり2万円以内とする。

第7章 日当

第24条（日当の算定）

- 1 受任事務の処理にあたり弁護士または本事務所の職員が遠隔地に移動する必要がある、これに過分の費用と時間を要する場合は、日当を請求することができる。
- 2 日当額は、目的地への移動にかかる往復の交通費、宿泊の要否、受任事務の処理にあたり必要とされる人員数その他の一切の事情を斟酌して、相当の範囲で決する。

第8章 補則

第25条（その他の依頼に関する着手金及び報酬金）

本基準は、依頼人との合意に基づき、本弁護士報酬基準に定めがない契約をすることを妨げない。その場合の着手金、中

間金、報酬金は、本弁護士報酬基準の定める法律事件のうち、もっとも当該契約の事案に近い類型の法律事件の弁護士報酬に準じるものとする。

別表 1 (刑事事件の着手金額)

事務処理の内容	着手金の額
簡易な刑事事件の被疑者弁護	30万0000円
簡易な刑事事件の被告人弁護 (1つの審級のみ)	30万0000円
簡易な刑事事件の被告人弁護 (全審級・被疑者弁護を含む)	50万0000円
複雑な刑事事件の被疑者弁護	100万0000円
複雑な刑事事件の被告人弁護 (1つの審級のみ)	200万0000円
複雑な刑事事件の被告人弁護 (全審級)	300万0000円

※ 複雑な刑事事件とは、否認事件、新聞報道された刑事事件、被害者が3人を超す刑事事件、裁判員裁判対象事件その他の弁護士において特別の負担を要する刑事事件をいう。簡易な刑事事件とは、複雑でない刑事事件をいう。

別表 2 (刑事事件の成果報酬)

成果	報酬金の額
身柄拘束された被疑者につき釈放 (略式命令が発令された場合を含む。保釈の場合を除く。)	30万0000円
保釈による釈放	10万0000円
簡易な刑事事件における執行猶予判決	30万0000円
複雑な刑事事件における執行猶予判決	100万0000円
無罪判決	200万0000円
縮小認定判決	100万0000円
示談成立 (被害者1人につき)	30万0000円

別表 3 (民事事件の着手金額)

事務処理の内容	着手金の額
示談交渉	10万0000円
訴訟以外の裁判手続 (調停・審判等がこれにあたる。保全・執行手続を除く。)	20万0000円
訴訟 (一審級ごとに受任する)	30万0000円
民事保全法上の手続・民事執行法上の手続・証拠保全	10万0000円
上記以外の手続	30万0000円

別表 4 (経済的利益の額)

成果の内容	経済的利益の額
金銭の回収	回収した金額
金銭請求の排除	排除した請求金額
不動産の明渡, 所有権移転登記手続, 不動産明渡請求の排除, 所有権移転登記手続請求の排除 (①)	目的不動産の固定資産評価証明書上の金額。ただし, 目的不動産が一の不動産の一部の場合, 総面積に対する目的不動産の面積の割合を乗ずる。
①以外の不動産に関する成果 (不動産に関する請求の合意の成立にとどまる場合を含む)	目的不動産の固定資産評価証明書上の金額の2分の1。ただし, 目的不動産が一の不動産の一部の場合, 総面積に対する目的不動産の面積の割合を乗ずる。
動産の引渡, 登録請求の実現その他動産に関する一切の成果 (動産に関する請求の合意の成立にとどまる場合を含む)	目的動産の評価額
財産給付の合意, 財産給付を目的とする債務名義の取得	引換給付の有無にかかわらず, 形成された財産給付の評価額の2分の1
継続的給付の合意, 継続的財産給付を目的とする債務名義の取得	200万円または1年分の給付額のいずれか高額の額
離婚, 親権, 面会交流, その他の家事身分の形成またはその排除 (争いがあったものに限る。財産分与, 慰謝料請求その他の金銭請求を実現または排除した場合を除く)	300万円。ただし, 成果が追加されるごとに, 100万円を加算する。
雇用契約上または会社法その他の組織法上の地位確認	300万円または確認された地位に基づく1年間の収入金額 (年収) のいずれか高額の額
その他の経済的利益の算定が困難な成果	300万円または依頼人と合意した額

別表 5 (債務整理事件の着手金)

事務処理の内容	着手金の額								
任意整理（事業性債務を除く） 法テラス利用は原則として受任しない	債権者 1 社あたり 3 万円								
個人破産手続 ただし法テラス利用が可能である	<table> <tr> <td>総資産額 50 万円未満</td><td>20 万 0 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>総資産額 50 万円以上 100 万円未満</td><td>30 万 0 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>総資産額 100 万円以上 200 万円未満</td><td>40 万 0 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>総資産額 200 万円以上</td><td>総資産額の 20% 以下</td></tr> </table>	総資産額 50 万円未満	20 万 0 0 0 0 円	総資産額 50 万円以上 100 万円未満	30 万 0 0 0 0 円	総資産額 100 万円以上 200 万円未満	40 万 0 0 0 0 円	総資産額 200 万円以上	総資産額の 20% 以下
総資産額 50 万円未満	20 万 0 0 0 0 円								
総資産額 50 万円以上 100 万円未満	30 万 0 0 0 0 円								
総資産額 100 万円以上 200 万円未満	40 万 0 0 0 0 円								
総資産額 200 万円以上	総資産額の 20% 以下								
個人民事再生手続 法テラス利用は原則として受任しない	30 万 0 0 0 0 円または総資産の 20% のいずれか高額の額。								
法人破産手続	<table> <tr> <td>総資産額 50 万円未満</td><td>30 万 0 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>総資産額 50 万円以上 150 万円未満</td><td>50 万 0 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>総資産額 150 万円以上 300 万円未満</td><td>100 万 0 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>総資産額 300 万円以上</td><td>総資産額の 34% 以下</td></tr> </table>	総資産額 50 万円未満	30 万 0 0 0 0 円	総資産額 50 万円以上 150 万円未満	50 万 0 0 0 0 円	総資産額 150 万円以上 300 万円未満	100 万 0 0 0 0 円	総資産額 300 万円以上	総資産額の 34% 以下
総資産額 50 万円未満	30 万 0 0 0 0 円								
総資産額 50 万円以上 150 万円未満	50 万 0 0 0 0 円								
総資産額 150 万円以上 300 万円未満	100 万 0 0 0 0 円								
総資産額 300 万円以上	総資産額の 34% 以下								
法人民事再生手続，法人会社更生手続	30 万 0 0 0 0 円に総資産額の 20% を加算した額。								
法人の清算手続	30 万 0 0 0 0 円に総資産額の 20% を加算した額。								
時効援用通知書の発送（実費込）	1 社あたり 5 0 0 0 円。								
事業性債務の任意整理	小規模事業者につき 30 万円，中規模事業者につき 60 万円，大規模事業者につき 90 万円。								
その他の債務整理手続	個人の場合 30 万円，法人の場合 50 万円。ただし，事件内容により増額する場合がある。								

附則

この報酬基準は，令和 6 年 2 月 1 日から適用する。